

岐阜県情報公開条例に基づく知事の処分に係る審査基準

岐阜県情報公開条例（平成 12 年岐阜県条例第 56 号。以下「条例」という。）に基づく知事の処分に係る岐阜県行政手続条例（平成 7 年岐阜県条例第 36 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

第 1 公開決定等の審査基準

条例第 12 条の規定に基づく公開又は非公開の決定（以下「公開決定等」という。）は、以下により行う。

- 1 公開する旨の決定（条例第 12 条第 2 項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されていない場合
 - (2) 公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合であって、当該非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、非公開情報が記録されている部分を除いて公開する。
 - (3) 公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に当該公文書を公開する必要があると認めるとき（条例第 8 条）。
- 2 公開しない旨の決定（条例第 12 条第 3 項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 公開請求書に条例第 11 条第 1 項各号に規定する事項の記載の不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、公開請求者に補正を求めるものとする。

なお、公開請求者に補正を求める場合においては、「補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない」（条例第 11 条第 2 項）ことに留意する。
 - (2) 公開請求に係る公文書を実施機関が保有していない場合（公開請求の対象が条例第 2 条第 2 項に規定する公文書に該当しない場合を含む。）
 - (3) 公開請求の対象が法令又は他の条例の規定により、条例第 15 条第 1 項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）
 - (4) 公開請求の対象が法律の適用除外規定（条例第 28 条）により、公開請求の対象外である場合
 - (5) 公開請求に係る公文書に記録されている情報が全て非公開情報に該当する場合
 - (6) 公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合であって、当該非公開情報が記録されている部分と他の部分とを容易に区分して除くことができないとき

- (7) 公開請求に係る公文書の存在の有無を明らかにするだけで、非公開情報を公開することになる場合（条例第9条）
 - (8) 公開請求が権利濫用に当たる場合。公開請求が権利濫用に当たるか否かの判断は、公開請求の態様、公開請求に応じた場合の行政機関の業務への支障及び県民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に行う。行政機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等公開請求権の本来の目的を著しく逸脱する公開請求は、権利の濫用に当たる。
- 3 前2項の判断に当たっては、それぞれ次に掲げる判断基準による。
- (1) 公文書に該当するかどうかの判断（条例第2条第2項）は「第2 公文書該当性に関する判断基準」による。
 - (2) 公開請求に係る公文書に記録されている情報が非公開情報に該当するかどうかの判断（条例第6条）は「第3 非公開情報該当性に関する判断基準」による。
 - (3) 部分公開をすべき場合に該当するかどうかの判断（条例第7条）は「第4 部分公開に関する判断基準」による。
 - (4) 公益上の理由による裁量的公開を行うかどうかの判断（条例第8条）は「第5 公益上の理由による裁量的公開に関する判断基準」による。
 - (5) 公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断（条例第9条）は「第6 公文書の存否に関する情報に関する判断基準」による。

第2 公文書該当性に関する判断基準

公開請求の対象が条例第2条第2項に規定する公文書に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が、自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいう。
- 2 「文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」とは、記録媒体の面から条例の対象となる公文書の範囲を定めたものであり、実施機関において現に事務及び事業において用いられている記録の形式については、上記の媒体によるもので網羅される。

文書とは、ある情報を文字又はこれに代わるべき符号（電信用符号、点字、速記用符号）を用いて、永続すべき状態で紙等の上に記載したものをいい、具体的には、起案文書、閲覧文書、復命書、台帳、帳票類等をいう。

図画とは、ある情報を記号、線等の象形を用いて、紙等の上に表現したものをいい、具体的には、地図、図面、設計図等をいう。

写真とは、ある情報を印画紙に焼き付けたものをいう。

フィルムとは、ある情報を感光性薬品を塗布したプラスチック等に露光現象した

ものをいい、具体的には、ネガフィルム、スライドフィルム、マイクロフィルム、映画フィルム等をいう。

電磁的記録とは、ある情報を電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式によって、記録されたものであって、内容を確認するために専用の機器を用いる必要があるものをいう。

- 3 「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階にとどまるものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上の必要性から利用、保存している状態にあるものをいう。

- 4 「実施機関が保有しているもの」とは、実施機関が所持している文書をいう。

この所持とは、物を事実上支配している状態をいい、当該文書を書庫等で保管している場合にも、当該文書を事実上支配（当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していること。なお、例えば、法律に基づく調査権限により関係人に対し帳簿書類等を提出させこれを留め置く場合に、当該文書については返還することとなり、廃棄はできないなど、法令等の定めにより取扱いを判断する権限を制限されることはあり得る。）していれば、所持に該当し、保有しているといえることができる。

また、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合など、当該文書を支配していると認められない場合には、保有しているには当たらない。

- 5 「新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」（条例第2条第2項第1号）とは、紙媒体のものに限られるものではなく、インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行される新聞、雑誌、書籍等も含まれる。なお、実施機関が情報提供を行っている公表資料等については、条例第2条第2項第1号に該当せず、公開請求の対象となる。

第3 非公開情報該当性に関する判断基準

公開請求に係る公文書に記録されている情報が非公開情報（条例第6条各号）に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、当該判断は、公開決定等を行う時点における状況に基づき行う。

1 個人に関する情報（条例第6条第1号）についての判断基準

- (1) 特定の個人を識別することができる情報等（条例第6条第1号本文）について

ア 「個人に関する情報」（死亡した個人を含む。以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報を含むものであり、個人に関連する情報全般を意味する。

したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的

創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報もこれに含まれる。

イ 「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る特定の個人を識別することができることとなる氏名、生年月日その他の記述等の部分だけではなく、これらの記述等により識別される特定の個人に係る個人情報の全体である。

ウ 「他の情報」の範囲については、当該個人情報の内容や性質に応じ適切に判断する必要があるが、一般的には、特別の情報を有している関係者以外の者からみて、通常入手し得る他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるか否かにより判断する。

公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。この場合の入手可能かどうかの判断に当たっては、実施機関において、通常の注意力をもって審査するのであり、調査義務があるものではない。また、何人も公開請求できることから、地域住民等であれば保有しているか又は入手可能であると通常考えられるような情報も含まれる。

エ 「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、特定の個人が識別されない情報であって、公開することにより、人格的・財産的な権利利益等の個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

オ 「公開すること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことをいう。この条例では、何人も、請求の理由や利用の目的を問われることなく公開請求ができるとされていることから、請求者に公開するということは、何人に対しても公開することが可能であることを意味することになる。（以降についても同様。）

(2) 法令の規定により公にされている情報等（条例第6条第1号ただし書イ）について

ア 「法令及び条例の定めるところ」とは、何人に対しても等しく当該個人情報を公開することを定めている規定がある場合に限られる。

イ 「慣行として」とは、慣習（社会生活の中で反復して行われ、ある程度まで人の行動を拘束するようになった一種の社会規範をいう。以下同じ。）として「公にされ、又は公にすることが予定されている」ことを意味する。慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として「公にされ、又は公にすることが予定されている」ことで足りる。

ウ 「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。なお、誤ってそのような状態

に置かれている場合や、他人の故意又は過失によりそのような状態に置かれている場合はこれに含まれない。

エ 「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定の下に保有されている情報をいう。

ある情報と同種の情報公にされている場合に、当該情報のみ公にしないと合理的な理由がないなど、当該個人情報の性質上、通例として公にされることが考えられるものも含む。

(3) 公務員等に関する情報（条例第6条第1号ただし書ロ）について

ア 「公務員等」とは、広く公務の遂行を担当する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。

また、過去において公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本規定が適用される。

イ 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、県、国、他の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人の機関の一員として、その担当する職務を遂行する場合における当該活動に係る情報をいう。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

ウ 「公開することにより、当該公務員等の権利利益が著しく害されるおそれがある場合」とは、私生活においても個人を識別する情報として一般に用いられている公務員等の氏名を公開することにより、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼす可能性がある場合をいう。この場合、「著しく害される」かどうかは、当該公務員等の職務遂行の内容等に照らし判断する。

(4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（条例第6条第1号ただし書ハ）について

「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には、現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、そのような蓋然性が高いか否かの事実認定は、特に調査等を行うことまで求められるものではなく、通常知り得る範囲内で判断する。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産についても保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要であるが、例えば、人の生命等の保護の達成のために当該情報を公開する以外の代替的方法であることだけをもって、当該情報を公開しないことにはならない。

2 行政機関等匿名加工情報（条例第6条第2号）についての判断基準

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 60 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）又は同法第 107 条第 4 項に規定する削除情報が該当する。

3 事業活動情報（条例第 6 条第 3 号）についての判断基準

- (1) 法人その他の団体に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報（条例第 6 条第 3 号本文）について

ア 「法人その他の団体」には、株式会社等の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人、権利能力なき社団等も含まれる。

イ 「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報をいう。

法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する経営方針、経理及び人事等に関する情報、生産、技術、営業、販売その他の事業活動に関する情報のほか、名誉、社会的信用及び社会的活動の自由等法人の権利利益に関する情報等が含まれる。また、個別の事案の内容によるが、複数の法人等に関する情報を合算した数値が、当該数値に関連する諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして、特定の法人等又は特定の業界団体に関する情報と認められるのであれば、本号の情報に含まれる場合がある。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、事業に関する情報であるので、イに掲げた法人等に関する情報と同様の要件（事業を営む上での正当な利益等）により非公開情報該当性を判断する。

また、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業活動に関する一切の情報（事業内容、事業所、事業用資産、事業所得に関する情報等）をいう。

エ 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く」とは、第 1 号ただし書ハと同様に、当該情報を公開することにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を公開する。

現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これ

らが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

- (2) 公開することにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（条例第6条第3号イ）について

ア 「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法令又は社会通念に照らし事業者が有すると考えられる利益を害するおそれがあると認められるものをいう。

イ 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。具体的には、製造、販売等において他社に優る地位など、様々なものがある。

ウ 「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等、法人等又は事業を営む個人の事業運営上の地位ないし利益であって、法的保護に値するものを広く含むものである。

なお、具体的に正当性を判断するに当たり、法令上又は社会通念上保護されることが相当である当該法人等又は事業を営む個人の利益を指し、公表を伴う行政処分の対象となった違法事実に関する情報はこれに含まれない。

エ 「害する」かどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は個人の営む事業の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する。

その判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

- (3) 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたもの（条例第6条第3号ロ）について

ア 「実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたもの」とは、実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供の申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、行政機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれ得る。

イ 「任意に県に提供されたもの」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により実施機関に提供された情報をいう。つまり、実施機関において法令等の定める権限を有しており、かつ、権限を行使することにより提供された情報については本規定は適用されない。

ウ 「条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であ

ると認められるもの」とは、公開しないとの条件を付すことの合理性については、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化についても考慮する。

公開しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公開され又は同種の情報が既に公開されているなどの事情がある場合、公開しないとの条件を付すことには合理性が認められないから、本規定には当たらない。

4 犯罪捜査等情報（条例第6条第4号）についての判断基準

- (1) 「犯罪の予防」とは、刑事犯、行政犯を問わず、犯罪行為の発生を未然に防止することをいい、個々の場所、時間、被害対象者に関わる犯罪行為を予防するもの（例えば、パトロール、保護対象者の警戒など）と、将来の犯罪の発生を一般的に予防するもの（例えば、防犯指導、自主的防犯活動の支援など）がある。

なお、県民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報は、含まない。

- (2) 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を行うことをいう。

- (3) 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。

保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公開することにより、保護観察等に支障を及ぼし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については本号に、該当する。

- (4) 「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公開することにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公開にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、

犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

5 審議、検討等情報（条例第6条第5号）についての判断基準

- (1) 「県の機関」とは、県のすべての機関をいい、実施機関に限定しない。執行機関（知事、行政委員会、監査委員）、議決機関及びこれらの補助機関（職員）又は事務局（職員）のほか、執行機関が設置する附属機関及びこれに類するものも含まれる。
- (2) 「国」には、国の行政機関だけでなく、内閣、国会、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）なども含まれる。
- (3) 「他の地方公共団体」とは、岐阜県以外の都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団をいう。
- (4) 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他公共団体の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において行われる、審議会等における審議や検討、行政内部の政策等の検討や協議、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せなど、様々な審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。そのほか、会議、打合せ、意見交換、相談、文書等による照会、回答、調査研究等に直接使用するほか、これらに関連して、実施機関が作成し、又は取得した情報を含む。
- (5) 「不当に」とは、審議、検討等の段階にある情報を公開することの公益性を考慮しても、なお適正な意思決定の確保等に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の内容・性質に照らし、公開することにより得られる利益とこれにより生じる不利益（非公開とすることにより保護される利益）とを比較衡量した上で判断される。
- (6) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公開することにより、外部の圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、県の機関等の内部又は相互間における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が公開されることにより、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、行政機関内部の検討がまだ十分でない政策に関する情報が公になることにより、外部からの圧力や干渉等を受け、当該政策形成等に不当な影響が及び、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることのないようにする趣旨である。

- (7) 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を公開することにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそれ自体を保護するものではなく、情報が公開されることによる県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、行政機関として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公開すれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合に、このような情報を公開して「不当に県民の間に混乱」を生じさせたりすることのないようにする趣旨である。審議会等の場において、様々な政策決定について検討している段階で、結果的には当該政策決定に反映されなかった情報について、そのまま公開すると、検討の状況を県民に知らせる意義と比較して、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものについては、非公開とする。

- (8) 「特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、時期尚早な段階における情報や事実関係の確認が不十分な情報等を公開することにより、一定の行為を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、(7)と同様に、事務及び事業の適正な遂行を図るとともに、県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

ここで、「特定のもの」については、具体的に個人又は法人等が確定していることまでは求められず、ある程度の蓋然性をもってその存在が認められることをもって足りる。

また、「利益」又は「不利益」には、経済的なものに限られず、精神的苦痛や社会的信用も含まれ得る。

- (9) 審議、検討等に関する情報については、行政機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の非公開情報に該当する場合は少なくなる。

しかし、当該意思決定が一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われるなど、審議、検討等の過程が重層的・連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定との関係で、本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意する。

また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、不当に県民の間に混乱を生じさせ、又は将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるなどの場合には、本号に該当する。

6 事務事業情報（条例第6条第6号）についての判断基準

- (1) 県の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報（条例第6条第6号本文）について

ア 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接関わる情報だけでなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むすべての事務又は事業に関する情報をいう。

イ 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の内在的・本質的な性格（具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等）に照らして、当該事務又は事業に関する情報を公開することが、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

ウ 「適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、非公開情報該当性の要件については客観的に判断する。

また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、公開の必要性等の種々の利益を衡量した上で、非公開により保護されるものが事務又は事業の「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があることが要求されるものであることに留意する。

- (2) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ（条例第6条第6号イ）について

ア 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていること等が該当する。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

イ 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国若しくは国際機関（国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等）の事務局等を含む。以下「他国等」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係

に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、公にすることにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなる等、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。

ウ 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が執ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

- (3) 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（条例第6条第6号ロ）について

ア 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。行政が権限に基づいて行うもので、監査委員が行う監査等がある。

イ 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。行政が権限に基づいて行うもので、高圧ガス立入検査、火薬類販売所立入検査等がある。

ウ 「取締り」とは、行政上の目的により一定の行為を禁止又は制限し、適法・適正な状態を確保することをいう。行政が権限に基づいて行うもので、県税犯則取締り等をいい、類似の事務事業として税務調査、指導、監督、各種監視・巡視等がある。

エ 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

オ 「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を得ることをいう。

カ 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

監査、検査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を行い、一定の決定を行うことを伴うことがある事務である。

そして、監査、検査等の事務に関する情報の中には、例えば、監査、検査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に公開した場合には、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となり、又は法令違反行為や著しく妥当性を欠く行為を助長し若しくはこれらの行為が巧妙

に行われ、隠蔽されるなどのおそれがあるものがある。このため、このような情報については非公開とする。

- (4) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ（条例第6条第6号ハ）について

ア 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

イ 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。例えば、補償、賠償に係る交渉、土地等の売買協議、労務交渉等がある。県の行財政運営の推進のための外国、国、他の地方公共団体、民間団体等に対する接遇、交際等に係る事務事業である「渉外」も含まれる。

ウ 「争訟」とは、審理・判断を求め、争うことをいう。訴訟の提起のほか、行政不服審査法又はその他の法令に基づく審査請求がある。

エ 「県又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」
県又は国等が一方当事者となる契約・争訟等については、当事者として相手方と対等な立場で交渉・訴訟の遂行等に当たる必要があり、その当事者としての利益・地位については正当に保護される必要がある。

例えば、公表されていない用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を公開することにより、適正な額での契約が困難となり、当事者としての財産上の利益が損なわれるおそれ、また、交渉・争訟等の対処方針等を公開することにより、その当事者としての地位を不当に害するおそれがある場合には、当該情報は本号ハに該当し、非公開とする。

- (5) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ（条例第6条第6号ニ）について

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等で、一定の期日以前に公開することにより、その成果を適正に広く県民に提供する目的を損ね、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、②調査研究段階の情報を公開することにより、調査研究に従事する職員の自由な発想、創意工夫等を妨げ又はその研究意欲を減退させて、調査研究に係る事務の能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものについては、本号ニに該当し、非公開とする。

- (6) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ（条例第6条第6号ホ）について

県の機関又は国等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で、当該機関の自律性を有するものであるため、例

例えば、勤務評価や、人事異動、昇任等の人事構想等を公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがある場合には、当該情報は本号ホに該当し、非公開とする。

- (7) 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益が損なわれるおそれ（条例第6条第6号へ）について

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報については、企業経営という事業の性質上、第3号の法人等情報と同様、その正当な利益を保護する必要があることから、公開することによりこれを害するおそれがあるものについて非公開とする。

ただし、この正当な利益については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があるから、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業については、非公開となる情報の範囲が第3号の法人等情報よりも狭いものとなる場合があることに留意する。

第4 部分公開に関する判断基準

公開請求に係る公文書について、条例第7条に基づき部分公開をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 非公開情報が併せて記録されている場合（条例7条第1項）について

- (1) 「公開請求に係る公文書に非公開情報とそれ以外の情報が併せて記録されている場合」とは、一件の公文書に複数の情報が記録されている場合に、情報ごとに、第6条各号に規定する非公開情報に該当するかどうかを審査した結果、非公開情報に該当する情報がある場合を意味する。

公開請求は、公文書単位に行われるものであるため、第6条では公文書に全く非公開情報が記録されていない場合の公開義務について定めているが、本項の規定により、実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合には、部分的に公開できるか否かの判断を行わなければならない。

- (2) 「容易に分離することができ」とは、当該公文書のどの部分に非公開情報が記載されているかという分離が困難な場合だけではなく、分離は容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も含まれる。

例えば、文章として記録されている内容そのものには非公開情報は含まれないが、特徴のある筆跡から特定の個人を識別することができる場合には、個人識別性のある記述等の部分を区分して除くことは困難である。

また、録音されている発言内容自体には非公開情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物を墨塗りして

再複製することにより行うことができるので、一般的には容易であると考えられる。

なお、部分公開の作業に多くの時間・労力を要するとしても、直ちに、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、分離することの容易性が問題となる。

例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうち一部の発言内容にのみ非公開情報が含まれている場合や、録画されている映像中に非公開情報が含まれているなどの場合には、非公開情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に分離することができる範囲で、公開すべき部分を決定する。

なお、電磁的記録について、非公開情報が記録された部分と公開情報が記録された部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に分離することができる」場合に該当しない。

- (3) 「請求の趣旨が損なわれる」とは、公開請求に係る公文書から非公開情報に係る部分を分離すると、公開される部分に記録されている情報が公表情報だけとなる場合や無意味な文字、数字等の羅列となる場合をいう。

「請求の趣旨」については、公開請求書の「請求しようとする公文書を特定するために必要な事項」に基づき、請求者の立場にたって判断する。

なお、部分公開の判断に当たっては、必要に応じ、請求者に対し、電話等により請求の趣旨の確認を行う。

- (4) 本項は義務的に部分公開すべき範囲について定めているものであり、部分公開の実施に当たり具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の条例の目的に沿った合目的的な裁量に委ねられている。

すなわち、非公開情報が記録された部分の全体を完全に黒く塗るのか、文字が判読できない程度に被覆するのか、当該記録中の主要な部分だけを塗りつぶすのかなどの方法の選択は、非公開情報を公開する結果とならない範囲内において、各方法の容易さなどを考慮して判断することになる。その結果、観念的にはひとまとまりの非公開情報を構成するものの一部が公開されることになるとしても、実質的に非公開情報が公開されたと認められないのであれば、実施機関の非公開義務に反するものではない。

2 個人識別情報が記録されている場合（条例7条第2項）について

- (1) 「特定の個人を識別することができるものに限る」とこととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（第6条第1号本文の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことができないため、他の非

公開情報の類型と同様に非公開情報が記録されている部分を除いた部分につき公開することとなるためである。

なお、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるもの」(第1号本文)は、「特定の個人を識別することができるもの」に含まれる。

- (2) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、公開することが不適当であると認められるものもある。

例えば、カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の研究論文等公開すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公開しても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分公開の規定を適用する。

- (3) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」

第1項の規定により、部分公開の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第6条第1号に規定する非公開情報ではないものとして取り扱う。

したがって、他の非公開情報の規定に該当しない限り、当該部分は公開する。

第5 公益上の理由による裁量的公開に関する判断基準

公益上の理由による裁量的公開(条例第8条)を行うかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 「公益上特に必要があると認めるとき」

第6条各号の非公開情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、公開することに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

第6条各号の非公開情報該当性の判断に当たっては、個人情報(第1号)及び法人等に関する情報(第3号)のように、個人を識別できる情報や法人の正当な利益を害するおそれがあっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要である場合には、公開をしなければならない(個人情報については第1号ただし書ハ、法人等に関する情報については第3号ただし書)。

このほか、審議・検討等情報(第5号)においては、例えば、率直な意見交換を

「不当に」損なうおそれがないければ公開することとなり、事務事業情報（第6号）についても、「適正な遂行」に著しい支障を及ぼすおそれがないければ、公開する。

以上のように、第6条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を公開することの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、本条では、第6条の規定を適用した場合に非公開となる場合であっても、なお公開することに公益上の必要性があると認められる場合には、公開することができるものとする。

- 2 非公開情報は、人の生命、健康等を保護するために公開することが必要なものを除くなどの比較衡量を行った上でなお非公開とすることの必要性が認められる情報であることから、「公益上特に必要があると認める」かどうかの判断に当たっては、個々の非公開情報の規定による保護利益の性質及び内容を考慮し、これを不当に害することがないようにするものとする。

第6 公文書の存否に関する情報に関する判断基準

公開請求に対し、公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否すべき場合（条例第9条）に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

「公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる」とは、公開請求に係る公文書を実際に保有しているかどうかにかかわらず、公開請求された公文書の存否について回答すれば、非公開情報を公開することとなる場合をいう。

公開請求に含まれる情報と非公開情報が結合することにより、当該公文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の公開請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は非公開情報に該当するので、非公開であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、第6条各号の非公開情報の類型すべてについて生じ得る。

具体的には、次のようなものが考えられる。

- ・ 特定の個人の病歴に関する情報（第1号）
- ・ 特定の個人が関わった苦情申告に関する情報（第1号）
- ・ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第3号）
- ・ 特定の法人が行った認可申請に関し、申請拒否処分を指示した経緯がわかる情報（第3号）
- ・ 犯罪の内偵捜査に関する情報（第4号）
- ・ 買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第5号）
- ・ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第6号）